

政令第 号

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「第二項第三号、第四号、第六号及び第七号」を「第二項第五号、第六号、第八号及び第九号」に改め、同項第三号イ中「第十三条第二項第三号」を「第十三条第二項第五号」に改める。

附 則

この政令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年九月一日）から施行する。

理由

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要があるからである。